# 地域が自立した協働のまちづくり



市民参加の推進 第1節

企画財政課 総務課

# 現状と課題

地方分権が進展し、市民ニーズが多様化、高度化す る中で、市民の積極的な参加による協働のまちづくり を推進することが求められています。

総合計画 体計画 の策定段階に当たっては、公募に よる「総合計画策定市民ボランティア会議」を設置し、 市民の声を計画に反映させるための取り組みを進めて きたほか、犬鳴川河川公園や2000年公園では、設計段 階から地域住民と具体的な協議を行いながら整備を行 うなど、市民参加による開かれた市政運営を推進して います。また、平成19年10月末現在で、市内に事業所 を置くNPO法人は6団体存在し、福祉や環境に関する分 野などで活動しています。

市民意識調査では、市民参加の意識を有しながらも 「具体的な参加方法がわからない」と回答した市民が 多い結果となっていることから、広報紙やホームペー ジ、住民開放端末 などでまちづくりへの参加方法や市 政情報などを積極的に発信し、市民参加の促進を図る ことが必要です。

また、市民に対する説明責任と、市政に対する市民 の監視と参加を促進することなどを目的として、新市 発足と同時に情報公開条例を制定しています。しかし ながら、積極的な活用が図られていないことから、情 報公開制度の目的や運用状況などを周知していくこと が必要です。

一方、市民の意見を積極的に行政運営に反映させる ための広聴制度としては、公共施設や郵便局など市内 1 か所 (平成 19年 9月末現在)に市民提案箱、ホームペー

ジ上に市民提案箱WEL版を設置し、市民が気軽に意見を 提案できる環境を整えています。しかし、設置場所や 設置目的の周知が不十分なことから、投函される提案 は少ない状況となっています。

市民の意見を聴く機関として公募市民による「まち づくり委員会」を設置するなど、市民参加のまちづく りを進めています。しかし、多くの委員会や審議会で 多選や兼任が見受けられるなど、委員の固定化が問題 となっています。このため、各種団体の代表者だけで なく、公募による一般の市民の登用を推進し、より広 く市民の意向を取り入れていく仕組みづくりが必要で す。さらに、市民と行政の協働のまちづくりを推進す るためには、行政職員が地域に出向き、行政運営の現 状や地域の現状・問題点を共有することや、行政機関 による各種計画の策定や規制の設定、改廃にあたり、 原案を公表し事前に市民から意見や情報提供を求める 「パブリックコメント制度」の導入を行うなど、市政 運営への市民参加の機会を一層拡充することが必要で す。

このように、市民の市政への多様な参加の場と機会 を保障し、市民と行政が適切に役割を分担し協働のま ちづくりを推進するため、新たな自治の仕組みを定め る自治基本条例の制定が重要です。

地域イントラネット (各公共施設等を高速で接続する情 報通信網)の整備により、市内25カ所に設置したタッチ パネル式の情報発信装置。インターネットをはじめ、観 光案内や本会議のライブ映像を見ることができる。

ボランティア団体や市民活動団体などの特定非営利活動 団体、基本的に営利を目的とせず、社会的な使命(ミッ ション)の実現を目指して継続的かつ自発的に社会貢献 ズに即した行政運営を展開するための仕組み。 活動を行う団体の総称。

まちづくり座談会(タウンミーティング) 住民説明会のような一方的なものではなく、あるテーマ に対して、市民と行政が意見交換を行い、より市民ニー

### 基本方針

市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民のまちづくりへの参加意識の高揚、情報公開制度の活用促進、 広報紙やホームページなどによる積極的な行政情報の発信に努めます。

また、市民の意見を市政運営に反映させ、市民参加を促進することを目的に、各種委員会や審議会の委員選任に当 り、市民公募を拡充するとともに委員の多選や兼任を制限することや、まちづくりに関する情報を市民と共有できる 制度を整備するなど、人でも多くの市民が行政運営に様々な形で参加できるような仕組みづくりに努めます。

# 施策を実現するための主要事業

# 市民参加の拡充

- ・市民が主体となる協働のまちづくりを推進するため、新た な自治の仕組みを定める自治基本条例を策定します。
- ・各種委員会や審議会においては、委員の固定化の解消、充 て職や重複任用の一部制限などを検討します。また、市政 に市民の声を反映させることを目的に、一般公募制の拡充 を推進します。
- ・市政運営に係る各種計画策定に当たり、市民の声を積極的 に反映させるため、パブリックコメント制度を導入します。
- ・行政の現状や課題を市民と行政が共有するため、行政職員 が地域に出向いて行う、まちづくり座談会 (タウンミーティ ング)を開催するとともに、まちづくり出前 講座を開催 します。

#### まちづくり支援制度の充実

- ・まちづくり団体やまちづくりリーダーを育成し、市民との 協働のまちづくりをさらに推進するため、市民の公益活動 などに対する各種支援の充実に努めます。
- ・職員が地域の一員であることを自覚し、協働のまちづくり に取り組むよう、職員の地域担当制を導入します。

#### 広報の充実

- ・市民参加のまちづくりを推進するため、まちづくりの参加 方法や市政情報などを広報紙やホームページ、住民開放端 末などによって積極的に発信します。
- ・市民やボランティア団体、NPQ 企業などが広くまちづく り情報を発信し、交流できるよう、ホームページの活用の あり方を調査検討します。

# 広聴の充実

・公共施設や郵便局に設置している市民提案箱(MET版を含む) の設置についてPを図るとともに、提出された意見がどの ように市政に反映されたのかを周知できる体制づくりに努 めます。

## 情報公開条例の積極的な活用促進

・広報紙やホームページによる情報公開制度の紹介や利用方 法、運用状況を公表することにより、情報公開条例の積極 的な活用を促進します。

#### 施策の目標値

主要指標	内 容	現状 (平成 18年度)	目標 (平成 24年度)	担当課
	市民の年間提案件数 (ホームページWE版含む)	年間 32 件	年間 100 件	企画財政課
	ホームページのページ数	350 ページ	1,000ページ	正四別以沫
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	自治基本条例の制定	平成 19年度	平成 20年度	
	職員の地域担当制の導入	平成 19年度	平成 20年度	
	パブリックコメント制度の導入	平成 19年度	平成 20年度	企画財政課
	まちづくり座談会 (タウンミーティング )の導入	平成 19年度	平成 20年度	
	まちづくり出前講座の導入	平成 19年度	平成 20年度	

まちづくり出前講座

種々の行政施策をメニュー立て、一定の人数を満たした 団体などからの要望を受けて、選ばれたメニュー (施策)

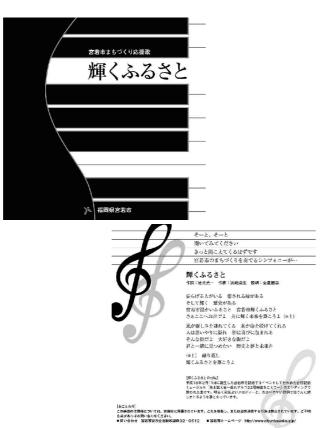
を分かりやすく講義する仕組み。

地域コミュニティの核となる地域公民館は、現在、 役員の高齢化、事業の硬直化、参加住民の固定化など の問題をかかえています。今後の地域公民館は、生涯 学習社会の実現に向けた役割を果たしながら、あらゆ る世代の市民が気軽に集い、総合的なサービスを提供 する場としての役割を担うことが求められています。

市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図るこ とを目的に、市内の団体などが自主的に行うまちづく り活動に対して補助金を交付する「宮若市コミュニテ ィ活動推進事業」を行っており、自治会などのコミュ ニティ組織、またはコミュニティ組織の連合体などか らの申請に基づき、補助金を交付しています。事業が 自治会組織などに十分浸透していないため、自治会長

会や広報紙、ホームページなどで一層周知を図ること が必要です。

また、国土交通省が推進する河川流域の自治会によ る犬鳴川・八木山川の協働管理や、「農地・水・環境 保全向上対策事業 」による農業者と非農業者が一体と なった地域の環境整備など、今後は協働のまちづくり の理念のもと、地域コミュニティが活躍・活性化する 様々な機会を提供することが重要となります。



宮若市まちづくり応援歌として市役所で販売を行っている「輝くふ るさと」のO歌詞カード 俵・裏)

# 施策を実現するための主要事業

### コミュニティ施設の整備

基本方針

・若宮地区のコミュニティの拠点となる施設として、若宮コ ミュニティセンターの整備を図ります。

地域づくり活動の充実などによる地域自治意識の高揚に努めます。

#### 地域自治意識の高揚

・自治基本条例の運用の中で、市民自治意識の高揚を図りま

# 自治会活動を含めたコミュニティ活動の推進

- ・様々な市民ニーズに合った自治会活動のあり方を検討しま
- ・国土交通省と連携し、河川の協働管理に参加する自治会の 拡大を図ります。
- ・農地・水・環境保全向上対策事業を始め、新たなコミュニ ティ形成の場を提供します。

地域公民館を核としたコミュニティ活動の推進

- ・地域公民館連絡協議会を通して、各地域の公民館の連携を 図ります。
- ・地域公民館の連携を促すため、スポーツやレクリエーショ ン事業への参加、市民ニーズを取り入れた主催講座の開催、 高齢者の健康維持や生きがいづくりのための高齢者大学の 開設などを促進します。

# コミュニティ活動支援の充実

・市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市 内のコミュニティ団体などが自主的に行うまちづくり活動 に対して支援を行います。広報紙やホームページなどを通 して、支援事業の周知を図ります。

## 施策の目標値

計画事業	内	容	着手年	達成年度	担当課
	若宮コミュニティセンタ	ーの整備	平成 19年	度 平成 22年度	企画財政課

市民の多様なニーズに対応したコミュニティの形成と活動の拠点となるコミュニティ施設の整備を図るとともに、

農地・水・環境保全向上対策事業 農道・水路・ため池等の管理及び環境整備を地域ぐるみ で取り組む地域に対して、その運営を補助・推進する事

着手年度は実施設計に着手した年度とする。

若宮コミュニティセンターの整備 「若宮コミュニティセンターの整備」は、第2章第2節に 掲げる事業と共通である。

市民サービスの向上と行政事務事業の効率化を推進 する電子自治体 の構築を目指すため、セキュリティ を確保しながら、個人認証システム との連携などの体 制整備を推進することが必要です。

平成 18年度に地域イントラネット を整備し、郵便局 などでの各種証明書の発行や、市内25カ所に設置した 住民開放端末 による観光案内や本会議のライブ映像な どの視聴が可能となりました。電子自治体が構築され ることで、市民は自宅にいながら、利便性の高い住民 サービスが受けられるようになりますが、宮若市には ADSLなどの高速インターネット接続サービスが提供さ れていない地域があり、現在のままでは約 割の世帯で 電子自治体などのサービスを受けられないことになり ます。このような市内情報格差の是正に向けて、情報 通信事業者の高速インターネット接続サービス提供地 域の拡大を促進する必要があります。また、高齢者な どへのコンピュータの操作教育も引き続き推進し、情 報化に対応できる人材を育成する必要があります。



「宮若まちづくり5%」のログイン画面。新しいコミュニケーショ ンの手段として期待されています。



地域イントラネットの稼働により、吉川郵便局で住民票の発行を受 ける様子。

# 基本方針

市民との協働のまちづくりを推進するとともに、市民が自ら考え行動する基盤となる地域コミュニティを確立す るため、地域情報化を推進し、情報通信基盤の整備、電子自治体の体制整備、情報化に対応できる人材の育成に努 めます。

## 施策を実現するための主要事業

# 情報通信基盤整備の推進

・地域内情報格差の是正を図るため、地域イントラネットの さらなる有効利用を検討するとともに、情報通信事業者へ 高速インターネット接続サービス提供地域の拡大を要請し ます。

# 電子自治体の体制整備

- ・電子申請 (インターネットによる申請、届出)、電子入札、 電子申告などのシステムの導入を検討します。
- ・電子自治体に対応するため、住民基本台帳カード や公的 個人認証 のさらなる普及を促進します。普及にあたって は、先進事例を参考にあらゆる措置を検討します。 地域情報化計画の推進、第2次計画の策定
- ・現在の地域情報化計画に基づき各情報化施策を推進し、ま た、各種施策や社会の動向、技術革新や市民ニーズを反映 し、平成23年度からの第2次地域情報化計画を策定します。
- ・パソコン講座などを継続的に開催し、誰でも利用できる情 報環境の実現に向けて情報技術教育に取り組みます。



電子証明書付きのカードは、 e-Tax 国税電子申告・納税 システム )にも必要となります。

# 施策の目標値

計画事業	内 容	着手年度	達成年度	担当課
	第 2次地域情報化計画の策定 (計画期間:平成 23年度~平成 27年度)	平成 22年度	平成 22年度	市民生活課

高度に電子化された市民サービス・業務システムを、 インターネットなどを利用したオンラインで市民に提 供できる自治体のこと。

コンピュータシステムの安全性やデータの機密性を保 個人認証システム 利用者本人であることを電子的に確認すること。

地域の教育、行政、福祉、防災などのサービスの高度化 を図るため、各公共施設等を高速で接続する情報通信網

地域イントラネットの整備により、市内 25カ所に設置し たタッチパネル式の情報発信装置。インターネットをは じめ、観光案内や本会議のライブ映像を見ることができ

SNSとはソーシャルネットワーキングサービスの略で、 人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニテ ィ型のWebサイトのこと。趣味や嗜好、出身校といった つながりを通して新たな人間関係を構築する場を提供す るなどの機能を持つ。宮若まちづくり SNBは、この SNSと GIS(地理情報システム)を組み合わせ、市民のコミュ ニケーションを促進するため運用を行っている。

住民基本台帳カード

住民票に記載された氏名及び住民票コード等が記録され たカードのこと。 公的個人認証

電子化された行政手続(納税、申請、申告など)を行う ために必要となる基盤。

# 現状と課題

人権とは、人類の普遍的原則である人間の自由と平 等を意味し、誰もが生まれながらに持っている、誰か らも侵されることのない基本的権利であり、誰もが等 しく尊重されなければならないものです。また、人権 問題とは「何人にも保障されている市民的権利と自由 を完全に保障し切れていないという、最も深刻で重大 な社会問題である。」とされています。

宮若市では、人権問題の正しい理解と認識を深めるため、小学校区を単位とした地域懇談会や、人権講演会、街頭啓発等を行うなど、様々な人権問題の解決に向けた取り組みを行ってきました。しかし、依然として、私たちの身のまわりには、同和問題をはじめ、いじめの問題、女性・高齢者・子ども・障害のある人・外国人などの基本的人権が侵害されている現実があります。人権が尊重される社会を構築するために、人権侵害の救済はもちろんのこと、人権教育の充実と啓発を推進する必要があります。

昭和50年の「国際婦人年」に始まる女性の地位向上 を目指した国際的な動向と、わが国における少子高齢 化の進展、国内経済活動の成熟化などの社会情勢の変 化を背景に、男女が社会の対等な構成員として、共に 責任を担う男女共同参画社会の形成が重要な課題とな っています。国においては、平成1年6月に男女共同参 画基本法を制定し、これに基づき、男女共同参画基本 計画を策定し、個人の人権を尊重した男女平等の社会 づくりを進めています。宮若市においても、男女共同 参画社会の実現に向け、広報紙などを活用した啓発活 動や講演会などに取り組んできました。しかしながら、 性別に基づく固定的分担意識や社会的慣行も依然とし て根強く残っており、このような男女間の不平等を解 消し、女性と男性が互いに尊重し合い、対等なパート ナーとして参画し活躍できる男女共同参画社会の実現 が求められています。



12月の人権週間に行われる人権講演会の様子。

# 基本方針

すべての人の基本的人権が尊重され、共に生きることができる社会を構築するため、人権教育及び人権啓発に関する基本計画を策定し、同和問題をはじめとして、いじめの問題、女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人などに対する人権侵害の解決を目指し、人権教育の推進、啓発活動の推進、人権相談の充実などを図ります。また、男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を策定するとともに、男女が互いを理解し、尊重する意識を高める啓発・学習活動の推進、審議会などへの女性の積極的登用、女性の社会参画の促進を図ります。

# 施策を実現するための主要事業

## 人権教育、啓発活動の推進

- ・すべての人の基本的人権が尊重され、共に生きることができる社会を構築するため、人権教育及び人権啓発に関する 基本計画を策定します。
- ・人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、人権講演会や地域懇談会、街頭啓発などの広報・啓発活動を推進します。
- ・隣保館において、地域交流事業、教育や就労などの各種相 談事業、地域住民の自立支援などの事業の充実を図るとと もに、地域に開かれた福祉と人権啓発の拠点施設としての 隣保館の利用促進、施設の整備を図ります。

## 人権相談の充実

- ・人権問題に関し気軽に相談ができるよう、無料法律相談や 人権擁護委員による特設人権相談などについて周知を図る とともに、積極的な活用を促進します。
- 男女共同参画社会の充実及び啓発・学習活動の推進
- ・男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画基本計画を 策定するとともに、広報紙などによる啓発活動や福岡県男 女共同参画センターの活用、各女性団体との連携による啓 発・学習活動を推進します。

#### 施策の目標値

計画事業	内 容	着手年度	達成年度	担当課
	人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定	平成 22年度	平成 23年度	社会教育課 / 人権福祉課
	男女共同参画基本計画の策定	平成 20年度	平成 22年度	人権福祉課
	宮田隣保館施設整備事業	平成 20年度	平成 20年度	八惟惟此味

# 現状と課題

ふれあい交流には、市域内における市民同士の交流 をはじめ、市町村を超えた生活圏での交流、都市と農 山村との交流、河川上下流域を通した交流、さらには 国外の地域との国際交流など多様な形態があります。

市域内における交流は、市民のふれあいを増す機会 として重要ですが、地域の活性化を図るためには、他 地域との交流やグローバル化 、国際化に対応した国際 交流を推進することも必要です。

特に市域内における交流は、新市が発足して間もな いことから、旧町単位での意識が根強いため、新市と しての一体感、連帯感の醸成を図ることは今後も重要 な課題となります。そのため、市民が広く参加できる スポーツやお祭りなどのイベントを開催し、ふれあい の機会を提供しています。また、平成 18年度に整備を 行った市内の公共施設を結ぶ地域イントラネット の活 用により、テレビ会議システムによる各学校間での交 流を可能としています。

宮若市においては、これまで友好都市提携などを結 んだ交流事業は実施していませんが、都市間交流につ いては、文化活動において福岡県民文化祭へ参加を行 い、各地の芸術文化団体相互の交流を図っています。 今後は、地域の活性化と宮若市のイメージアップを図 るためにも、文化活動だけでなく、企業活動やスポー ツなど各分野において都市間での交流を推進すること が必要です。

国際交流については、インターネットの普及などに より、海外との交流が容易に行えるようになり、語学 をはじめ、海外の文化や考え方を学んだ人材は、これ まで以上に活躍の場面が増えてくると考えられます。 また、技術と経験を活かし開発途上国の人々の活動を 支援する青年海外協力隊 (JICAボランティア ) や児童生 徒の海外派遣事業などが各機関により行われています。 平成 19年 8月現在、市民 名が平成 18年度 2次青年海外協 力隊として参加しています。今後も、国際感覚を備え た人材の育成を図ることなどを目的に、様々な国際交 流の機会や情報の提供を行うことが必要です。

また、数社の立地企業は海外からの研修生を抱えて いることから、企業と連携を図りながら、市民と研修 生が交流し、相互に理解を深めることができるような 取り組みを行うことも必要です。



トヨタ自動車九州㈱が主催した「科学のびっくり箱!なぜなにレク チャー」の様子。

# 基本方針

合併後の市域内における一体感、連帯感の醸成を図るためのイベントなどを推進するとともに、地域の活性化や宮 若市のイメージアップを図るために、文化やスポーツ、産業など各分野における都市間の交流を推進します。

また、国際感覚を備えた人材を育成するために、 ALTの招致事業や友好都市の提携など国際交流の推進に向けた機 会の提供を行います。

# 施策を実現するための主要事業

# 市域内の交流の推進

・合併後の市域内の一体感、連帯感を醸成するため、「スポ ーツフェスタ」や「ふるさと祭り」などのイベントを推進 します。

#### 都市間の交流の推進

- ・文化活動やスポーツ、企業活動など各分野における都市間 の交流を推進します。
- ・行政分野において、他都市と様々な情報交換などを行いま す。

# 国際交流の推進

- ・外国語教育を推進するため、ALTO招致事業を継続します。
- ・国際的な人材を育成するために行われる国際交流事業につ いて、ホームページや広報紙を活用し情報提供を図ります。
- ・市のイメージアップを図るため、海外との友好都市の提携 について、様々な角度から調査検討を行います。
- ・企業と連携し、海外からの研修生と交流し、お互いの文化 を学べるような仕組みづくりについて調査検討を行います。



ALTによる指導の様子。



地域イントラネットを活用した学校間のテレビ会議の様子。

国際間の相互依存関係や交流が高まり、経済を中心に 多様な分野で世界的規模や視野での活動が拡大するこ

地域の教育、行政、福祉、防災などのサービスの高度化 を図るため、各公共施設等を高速で接続する情報通信網